

令和3年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

令和3年12月23日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第 3 議案第78号 訴訟上の和解及び損害賠償額の決定について
- 第 4 議案第79号 訴訟上の和解をすることについて
- 第 5 同意第 7号 監査委員の選任について
- 第 6 同意第 8号 公平委員会委員の選任について
- 第 7 同意第 9号 固定資産評価員の選任について
- 第 8 同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 議案第66号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第67号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第68号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第69号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する協定書の締結について
- 第13 議案第70号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）
- 第14 議案第71号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第72号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第73号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第74号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第75号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第76号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第77号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第21 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 山 崎 裕 二 君 |
| 2 番 | 伊 藤 康 二 君 |
| 3 番 | 居 谷 知 範 君 |
| 4 番 | 谷 口 勝 巳 君 |
| 5 番 | 東 まさ子 君 |
| 6 番 | 山 田 均 君 |
| 7 番 | 畠 中 清 司 君 |
| 8 番 | 山 崎 眞 宏 君 |
| 9 番 | 西 山 芳 明 君 |
| 10 番 | 隅 山 卓 夫 君 |
| 11 番 | 松 村 英 樹 君 |
| 12 番 | 森 田 幸 子 君 |
| 13 番 | 梅 原 好 範 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- | | |
|--------------|-----------|
| 町 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 副 町 長 | 山 森 英 二 君 |
| 参 事 | 中 尾 達 也 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 松 山 征 義 君 |
| 総 務 課 長 | 長 澤 誠 君 |
| 税 務 課 長 | 中 井 伸 幸 君 |
| 住 民 課 長 | 久 木 寿 一 君 |
| 福 祉 支 援 課 長 | 岡 本 明 美 君 |
| 健 康 推 進 課 長 | 永 海 貴 子 君 |
| こ ども 未 来 課 長 | 木 南 哲 也 君 |
| 医 療 政 策 課 長 | 豊 嶋 浩 史 君 |

農林振興課長	大西義弘君
にぎわい創生課長	栗林英治君
土木建築課長	山内和浩君
上下水道課長	中川豊君
会計管理者	十倉隆英君
瑞穂支所長	上林太志君
和知支所長	藤井雅文君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堀友輔
書記	山口知哉
書記	山本美子

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議は、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれてもマスク着用といたしております。

休憩中に議場内の全体の空気換気をさせていただきます。また、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席の間隔を広げ、席数を減らした配置にしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案の審査及び所管の事業について協議されました。

12月21日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会の報告が行われました。

12月20日に議会広報広聴特別委員会が開催され、広報発行に向けた会議が行われました。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、町ケーブルテレビでの放映を依頼しましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、選挙管理委員及び同補充員の選挙》

○議長（梅原好範君） 日程第2、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員に北村優幸君、湊 敏君、平尾春雄君、正田恭丈君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人として定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した北村優幸君、湊 敏君、平尾春雄君、正田恭丈君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、十倉さちよ君、小倉きくみ君、比村住ノ江君、寺谷すま子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、議長が指名しました順序に決定しました。

《日程第3、議案第78号 訴訟上の和解及び損害賠償額の決定について～日程第4、議案第79号 訴訟上の和解をすることについて》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第3、議案第78号 訴訟上の和解及び損害賠償額の決定についてと、日程第4、議案第79号 訴訟上の和解をすることについてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第78号 訴訟上の和解及び損害賠償額の決定につきましては、道の駅「和」敷地内歩道の段差で転倒負傷したことに対する損害賠償請求訴訟の件について、相手方と和解すること及び損害賠償の額を定めるもの。

議案第79号 訴訟上の和解をすることにつきましては、京都地方裁判所から和解条項案が提示されたことから、相手方と和解しようとするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それでは、議案第78号 訴訟上の和解及び損害賠償額の決定について、補足説明を申し上げます。

議案書裏面の事案の概要をご覧くださいと思います。

本件につきましては、令和元年9月8日、京丹波町が定める指定管理者である一般財団法人和知ふるさと振興センターが管理する道の駅「和」において、原告が敷地内歩道の段差で転倒し負傷する事故が発生し、令和3年1月27日、京都地方裁判所に本件事故について原告から施設内歩道段差、約1.5センチメートルでございますけれども、その段差に瑕疵があるとして、被告京丹波町及び被告和知ふるさと振興センターに対して213万8,995円の損害賠償を求める訴訟が提起されたところでございます。

その後、京都地方裁判所における6回の審理を経まして、令和3年10月7日付で両当事者に対し裁判所から和解条項案が提示をされました。その和解条項案から、段差に瑕疵はないと判断されているところではありますけれども、原告が負傷したことは事実であることから、解決金としまして20万円を提示されたところでございます。

解決金の支払いにつきましては、施設管理者である和知ふるさと振興センターと所有者である京丹波町が、それぞれ10万円を加入している保険会社から支払いを行うものでござい

ます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、訴訟上の和解及び損害賠償額の決定について議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） それでは、議案第79号 訴訟上の和解をすることにつきまして、その補足説明を申し上げます。

事件番号、令和2年（ワ）第3109号、損害賠償請求事件に関し、京都地方裁判所から和解勧告があり、原告並びに補助参加人とも合意に至りましたことから、このたび訴訟上の和解をすることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

事件の概要につきましては、議案本文裏面の4 事件の概要をご覧くださいと存じます。

原告から補助参加人により被った損害について、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、被告Y、すなわち京丹波町に賠償を求めたものでございます。

和解条項の主な内容につきましては、議案本文の表、3 和解条項をご覧ください。

（1）原告は、本件請求を放棄する。（4）原告、被告Y及び補助参加人は、本和解条項及びその基礎となった事実について、漏えい、公表、口外しないことを確約する。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第79号の補足説明とさせていただきます。本議案の背景等にご配慮いただきまして、どうかご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第78号 訴訟上の和解及び損害賠償額の決定についての質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

議案第78号 訴訟上の和解及び損害賠償額の決定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 訴訟上の和解をすることについての質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

議案第79号 訴訟上の和解をすることについて、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、同意第7号 監査委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、同意第7号 監査委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第7号を採決します。この採決は起立により行います。

同意第7号 監査委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は、同意することに決定いたしました。

《日程第6、同意第8号 公平委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、同意第8号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

松村君。

○11番（松村英樹君） 3点ほど質問させていただきます。

公平委員会につきまして、今までに公平委員会は何回ほどあり、どのようなことがあったのかということが1点。

2つ目に、公平委員会の委員長はどのように決められたかというのが2点目。

最後に、前年度の業務状況につきまして、町長に報告とありますが、どのようなことをされるのか。3点質問させていただきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 担当課より説明をさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、1点目でございます。

何回そういった該当事例があったかということでございますが、合併以降そのような事例はございません。

それと、委員長でございますが、この3名の方の中から互選で決定されるということでございます。

それから、町長に報告事項ということにつきましては、今年もそういった事例はございませんので、特に報告事項は現在のところはございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 先日もハラスメントに関する一般職員の研修が行われていたようです。公平委員会と関わりが深いような研修だったと思いますが、一般職員がハラスメントを受けた場合、公平委員会に相談するといったようなことはちゃんと申し伝えができていますのかどうか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 担当課長から回答いたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、担当課は総務課になっておりますので、そういった事例が発生した場合、その当事者なり関係者等から相談をするような流れを各職員には周知しているところでございます。その後のことで公平委員会にかけるという状況になるかならないかでございますが、そういった協議を経て公平委員会にかけるといような話が順番に出来上がってきたら、公平委員会にかけるといことになります。現時点では、そういった事例が発生したら公平委員会にかけるといことを知っている職員もおるかと思いますが、こちらから各職員には常にそういった情報は提供できていない状況でございます。まずはその担当部署で話を聞いて、それから公平委員会にといような流れになろうかと思っておりますので、そういった順序で今後も進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 公平委員会は、町長やその他の任命権者から独立した組織です。今言ったような流れは1つのパターンではあると思うんですが、やはり独立した組織である公平委員会に直接駆け込めるような、一般職員にそういった周知をしておくことが必要だと思います。もう一度答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今議員がおっしゃるとおり、そういった独立した組織ではございます。今一般的な流れということで申し上げたところでございます。したがって、直接そういった話がありましたら、もちろんここにかけていただきまして、手続上の事務を踏みながら今後も進めていきたいと思っております。当然そういった意味では、今後周知をしていく必要があると考えております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第8号を採決します。この採決は起立により行います。

同意第8号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第8号は、同意することに決定いたしました。

《日程第7、同意第9号 固定資産評価員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、同意第9号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、当事者がここに出席されておりますが、退席は必要ないのかどうか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 特にその必要は認めません。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 固定資産評価員に関する町の例規は一体どこにあるのか指摘いただきたい。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 担当課長から答弁します。

○議長（梅原好範君） 中井税務課長。

○税務課長（中井伸幸君） 町税条例の中に規定をされておまして、1名設置をするということ規定をされています。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第9号を採決します。この採決は起立により行います。

同意第9号 固定資産評価員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は、同意することに決定いたしました。

《日程第8、同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 公平委員会の松村議員の質問と似たようになりますが、同じく3名の委員の中から委員長はどのように決められていますか。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 担当課から回答いたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） こちらにつきましても、3名の方ということでございますので、その中で互選によりまして選出をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 固定資産評価審査委員に関する町の例規についても指摘をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 京丹波町税条例の第2節、固定資産税の中に関係条文といたしまして、第77条に委員会を置くということでございますし、また第78条につきましては、定数は3人とすると規定されているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第10号を採決します。この採決は起立により行います。

同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第10号は、同意することに決定いたしました。

《日程第9、議案第66号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第66号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、パートタイムの方が53人該当するという説明でありましたが、フルタイムの場合は、1日当たりの労働時間が何時間何分で、平均すると大体日給はどれぐらいになるのか。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 担当課長から説明いたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） フルタイムの方につきましては、1日7時間45分ということで勤務時間が定められているところでございます。

平均の月額といたしましては、勤続年数にも左右されますし、あと技術職等の関係もございまして、一概に平均ということは出せていない状況でございます。この制度が始まる前は嘱託職員と呼んでいたわけですが、その当時の月額、直近上位というようなことで設定させていただいてるのが基本でございます。ちょっと回答にはなりません、よろしくお願ひします。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 会計年度任用職員ということで、制度ができて1年半ぐらいになるんですけども、この制度ができて処遇が改善できているのかどうか。賃金とか、あるいは各種手当、いろんな制度において、正規と非正規の差が処遇にいろいろとあったわけですが、改善ができてきているのかどうかお聞きをしておきたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） ただいまのご質問でございますが、これは国が定めた制度でございますので、一定のそれぞれの規定に基づきまして、それに従って進めているということから鑑みまして、一定の処遇の改善はできているというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） 今回の提案の京都府の最賃の937円が1つの最低基準ということになると思うんですけども、今の状況というのは912円から925円という状況だということを知ったわけでございます。その対象となるのは53名の方ということでございましたけども、それ以外の任用職員等については、最賃の937円を上回っておるということなのか。職員の給与を基準にすると939円と聞きまして、2円多いということだけになるんですけども、先ほど東議員からありましたように、処遇改善ということからすると、やはりもっと上げが必要かと思えます。その辺の考え方というのはどういうことなのか伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 最低賃金を下回る会計年度任用職員が発生する理由ということになろうかと思えます。こちらにつきましては、令和3年10月1日までの最低賃金額は909円でございます。その時点では、直近上位の912円ということでさせていただいたところでございますが、今回の改正で912円が先ほど言われたように937円より下回ることに結果的になっておりますので、そういった状況の方が53人いらっしゃるということでございます。

したがって、そういった方につきましては、直近上位の939円なり、それ以上の額で設定させていただくということでございます。

フルタイムの方で、雇用開始から1年後、再度の任用等により昇給させる場合は、号給数が2号級ということでございます。国のほうは4号級ということになっておるわけでございますが、2号級ということで昇給しますので、それに従いまして順次昇給はされていることから、処遇につきましても一定確保されているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第67号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第67号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 今回の改正に伴う対象となる未就学児童は何人になるのか伺っておきたいと思います。

それから、本町の場合には、国保税ということになっておるんですが、国保料ということで徴収している市町村もあるわけでございますけれども、税と料の違いに特段理由はないのかどうか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 担当課長からお答えします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 未就学児の対象者でありますけれども、施行が来年の4月1日になっておりまして、それ以降の未就学児ということで、現時点では把握できませんが、現時点

で調べてみますと、10月末現在で71人の方が対象になっているということでございます。

それから、国民健康保険税と国民健康保険料の違いですけども、元となる法律が地方税法と国民健康保険法との違いでありまして、また、時効の関係も税が5年、料が2年となっております。京都府内を見ますと、税の制度を活用されている市町村が多い状況になっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、税と料の関係を答弁いただいたんですけども、本来、国民健康保険というのは、社会保障制度ということをよく答弁でも言われるわけで、そういう趣旨からすれば、本来は料ということではあるべきものではないか。税というのは、収入に応じてそれに課税をされるということが基本と思うんですけども、その辺の考え方についてお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 制度上、法律等で認められているものでございますから、国民健康保険税として本町の場合はさせていただいてるということでございます。保険料、保険税いずれにしても、所得等の状況によって賦課されているという状況にあります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 今回、未就学児の均等割について、5割を公費で軽減するということが国が実施をいたしました。全国町村会などでは、これまで1兆円の国庫負担を求めるということで国に要請をされておりましたけれども、今回、未就学児の半額であります。引き続き町村会ではそういう要望をされているのかどうかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今回の未就学児に係る子ども均等割の軽減につきましても、以前から京都府を通じ、また、全国町村会、ほか地方団体が国に要望を継続し続けてきた結果、こういった軽減の制度が採用されたということで、一定の成果があったと思っております。その中で引き続き年齢の対象を18歳までに上げるような拡充について、全国町村会と地方団体は引き続き要望を行っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

議案第67号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第68号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第68号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） お伺いいたします。議案第68号の資料についてであります。

委員会でも質疑がありましたように、補償制度の4,000円の減額ということで、運用面での変更であって、補償についてはそのままということでお聞きしました。この補償制度ができたのは平成21年1月から創設されたように調査させていただきまして、産科医療補償制度に加入をされていない病院はないのか。全てが加入されているのかその点について。

42万円の支給は、出産された後に42万円頂けるのか。その点お聞きいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 担当課長からお答えします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） この制度に加入されている医療機関は、全国でほとんどというふうに聞いております。加入されていないのはごくわずか数件と聞いておりまして、京都府内ではゼロ、全て加入ということで調べております。

それから、42万円の支給の流れですけれども、本人さんがこの分の医療費を払うというのはなかなか大変でございますので、中に国民健康保険団体連合会という機関がございまして、そこが医療機関のほうに分娩に係る費用を支払いをし、市町村国保については連合会のほうに42万円を支払うということで、実際にかかれた方の負担を軽減するためにそういうお金の流れになっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） この制度加入の機関が京都府下では全て加入ということで安心しましたが、京丹波町内でも里帰り出産される方もあって、加入をされていない機関ではこうした保険が効かないということは妊婦さんには徹底周知されているのかどうか、その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 町の国保からその対象となる方にはお知らせはしておりませんが、かかっておられる医療機関との中でそういった手続上のお話も出ているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○12番（森田幸子君） 病院からこうした制度には加入していないということはなかなか聞ける機会はないかと考えますし、安心安全のためには、妊婦さんにはこうした制度があつて、加入されていない機関も京都ではないけど、ほかにはあるということをお気をつけて病院を選んでいただけることは一番大事なことでないかと思っておりますので、その点徹底して周知していただけるような考えはないか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 関連する法律、法令等の関係もありますので、国を挙げてこういった制度があるということは周知をされるというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） ただいまの森田議員の3つ目の質問に関わって、例えば母子健康手帳

と一緒にそういったことを周知する機会を、ペーパーでもいいですし、口頭でもいいですし、そういったことができるのではないかなというふうに思います。もし、今、森田議員が言われたように、安全の面からそういった補償制度に入られてない病院にかかられたということがあった場合に、やはりリスクがあると思いますので、そういったことも一言申し添えるような機会がないのかどうか、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） ほかの市町の国民健康保険の状況も調べて、状況の中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、出産育児一時金ということで42万円支払うわけで、その中に今もありました産科医療補償制度の掛金も含まれておるということで、これは出産育児一時金ですので、当然、当事者に支払われるということだと思うんです。産科医療補償制度に加入していない病院であれば、今ありますように40万8,000円を払うということで、1万2,000円は当事者が受け取るということになると思うんですけども、この制度そのものから言うと、医療機関が産科医療補償制度を実施しているということを前提に42万円ということではないのかどうか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 出産育児一時金につきましては、本体給付分、改正後につきましては40万8,000円、掛金分1万2,000円ということで、その状況に応じて支払われるということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

議案第68号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第69号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する協定書の締結について》

○議長(梅原好範君) 日程第12、議案第69号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する協定書の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

居谷君。

○3番(居谷知範君) 1点だけお伺いさせていただきます。

今回のグリーンハイツ区自治会との協定書の締結は、概算事業費が3,000万円で期間が10年を見込む協定ということになっておりまして、継続的な事業費の支出があると理解しておるわけなんですけれども、こういった場合、地方自治法第214条にある債務負担行為の設定というものをを行う必要はないのかお伺いさせていただきます。

○議長(梅原好範君) 畠中町長。

○町長(畠中源一君) 担当課長から答弁いたします。

○議長(梅原好範君) 山内土木建築課長。

○土木建築課長(山内和浩君) 概算事業費の3,000万円を10年間で実施するというようにしておりますが、委託費等の契約につきましては、単年度契約として実施する予定としてまして、その年度に必要な予算を当初予算に計上してまいりたいというふうに考えておりますので、単年、単年の予算として議決をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長(梅原好範君) 山崎君。

○1番(山崎裕二君) こちらの3,000万円、300万円掛ける10年ということですが、財源はどういった手当てをされるものなのか。それが1点です。

先ほどの居谷議員に関わって、地方自治法第214条の債務負担行為の趣旨から考えると、

本来これは債務負担行為を設定すべきものではないかなというふうに考えます。例えば、3年間、5年間といった場合の指定管理の場合、協定を締結して債務負担行為を設定するといったことが一般的に他市町村では行われています。そういったことから考えても、同じ趣旨が適用できるのではないかなと思うんですが、単年ではなくて、債務負担行為についても少し考えていく必要があるのではないかとこのところの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 順序が後先になりますけれども、債務負担行為の設定の考え方ですけれども、あくまでも債務負担につきましては、一定期間に1つの契約に基づいて物事をしていくというような流れの内容です。ですから、業務の内容を一括契約できるような場合につきましては、契約自体をそういった長期間の契約を結んで単年度ごとに支払いをしていくという手法を取るんですけれども、今回の場合、3,000万円の10年一律につきましては、測量業務だけではなく、いろんな業務に係るような経費が盛り込まれておりますので、その中身につきましては、一つ一つ単年度で契約が必要なものがほとんどでございますので、単年度でそれぞれの各年度の進行に応じた形で予算を計上してまいりたいという観点から、債務負担行為の設定は行わなかったということでございます。

もう1点、財源につきましては、かかる経費につきまして協力金という形で年間150万円という特定財源を頂くことになるわけですが、残りの財源につきましては、基本的には一般財源という格好になりまして、できるだけ地方債の活用も含めまして、有利な財源を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） 今回のグリーンハイツ区との協定ということで、10年と期間が長いわけで、グリーンハイツ側の代表者、また町の担当者も当然代わるということもありますので、継続した取組をしていくためには、きちんとした規則等を作ってやるということになると思います。第4条で取組の事項ということで、年2回その会を設けて必要となる協議、情報、意見交換をするということになっておるわけですが、これはしっかり実施をして10年以内に締結内容が実施されるようにすべきだと思うんですけども、具体的には、グリーンハイツ側との協議というのは、現時点では今後の取組についてどこまでの協議ができておるのかということをお伺いしたい。

それと、今回、グリーンハイツ区の場合、住宅団地でございますが、町内にはほかにもそ

ういう団地があるわけですし、当然その団地の中では道路の問題、町道移管という問題も起こってくると思うんです。グリーンハイツ区以外の団地での町道移管ということについてはどのように考えておられるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず、第4条にも書かれておりますが、現在、年2回、グリーンハイツ区自治会と町が協議をしております、協定の締結後、新たに協議会として協議等を引き続きしてまいりたいと考えております。その際に、協議会のメンバーとか規約等についても協議してまいりたいと考えておりますし、長期間となりますので、完了まで引き継いでいけるような体制を取っていききたいというふうに考えております。協定締結後に詳細については自治会とも協議をしてまいりたいと考えております。

グリーンハイツ区自治会以外の団地の件ですけれども、町への具体的な移管の要望等は今の時点で聞いておりません。全ての団地内道路の整理はまだできてないというふうに認識はしておりますので、具体的なお相談がございましたら、京丹波町道路用地の寄附受入事務取扱要綱にも記載されております要件等はございますが、今後、各団地と協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 先ほど松山企画財政課長から答弁いただいた件なんですが、基本的には一般財源であるということで、しかし、有利な地方債が活用できる場合は、積極的に検討していきたいといった答弁でした。有利な地方債を活用した場合、当然、300万円一般財源で出すのと、300万円有利な地方債で出すのと、後年度の負担が変わってくるというふうに思うんですが、そういった場合、協力金の額も150万円から減額することもできるかどうか、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 概算事業費の3,000万円、また10年間という長い期間ですので、ほかの事業も含めまして、有利な事業とか財源の確保ができましたら、その辺も含めまして年2回の協議の場で、またそういった場合に協議をさせていただいて、できるだけ地元負担も含めて軽減できるような考え方で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これですべて質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山崎君。

○1番(山崎裕二君) それでは、ただいま審議中の議案第69号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する協定書の締結について、賛成の立場で討論を行います。

まず、本議案提出に至った経緯を確認します。

17年前の平成16年9月、開発会社からグリーンハイツ区自治会に移管のあった道路などの公共用地、下水道、水道施設を全て無償で速やかに町に移管したい旨の陳情が当時の旧丹波町横山町長あてに出されました。ここを起点とし、その8年後の平成24年6月には、町とグリーンハイツ区で町営バス路線を軸として認定外道路の維持管理に関する協定締結もなされています。さらに、平成27年12月、グリーンハイツ区自治会から提出のあったグリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する陳情書を議会が受け付けた後、当時私も所属していました産業建設常任委員会において趣旨採択し、およそ9か月かけて陳情審査報告書を取りまとめました。平成29年1月、町長より同陳情書に関わっての処理報告があったものの、協定を締結しようとする本議案提出まで実に5年近くが経過しています。

議案の内容は、移管を受けるために必要な分筆登記などの条件整備に関する協定を締結するもので、協定期間は10年、概算事業費は3,000万円、うちグリーンハイツ区より150万円掛ける10回、1,500万円の協力金を負担いただくものです。今後、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しなども施行を待つ状態であり、協定期間の10年の間には様々な状況変化を予見します。

協定書第4条第2項において協議会を設立し、年2回をめぐりに必要となる事項の協議、情報交換、意見交換を行うとしています。協定事項のいち早い、かつ滞りのない完成に向けて、実り多い場としてこの協議会が機能していくよう町としても最大限の努力を行っていくことを求めて、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長(梅原好範君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

議案第69号 グリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管に関する協定書の締結について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第70号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第70号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 2点ほどお伺いいたします。

最初に、11ページから12ページ、総務費、総務管理費、一般管理経費の弁護士委託料についてお伺いをいたします。

それと、21ページの米価下落対策農業者支援事業について、2点目をお伺いいたします。

まず1点目ですけれども、弁護士委託料1,335万4,000円、私の間違いでなかったらこの金額でございます。

令和3年度京丹波町一般会計歳入歳出予算書、50ページの上段でございますが、弁護士委託料が60万円。令和2年度京丹波町一般会計歳入歳出決算書109ページ下段でございますが、弁護士委託料が245万750円となっております。この金額から想像いたしますに、1,335万4,000円はとても理解のできない数字でございます。この明細についてご説明をいただきます。

続けて、米価下落対策農業者支援事業、米価下落対策農業者支援給付金の2,100万円の10アール当たり4,000円の支給でございます。自家消費分10アール当たりを抜いての試算ということでございますが、総額2,100万円で大体計算しますと5万2,500アールになります。この2,100万円で、ちょうどこの金額で支払いができるものなのか。その辺を重ねてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 各担当課長から答弁いたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、補正予算の12ページでございます。

一般管理経費、弁護士委託料1,335万4,000円についてのご質問でございますが、こちらにつきましては、ご案内のとおり、町内の道の駅「丹波マーケス」を運営する第三セクターの丹波地域開発株式会社の負債を補填するための6億700万円に対し住民が返還などを求めた訴訟の件でございます。こちらにつきましては、裁判も終結したということで、契約をしております弁護士との間の契約書の中に報酬金というのがございまして、この報酬金につきましては、経済的利益の2%プラス税ということで取り決めをさせていただいてるところでございます。この経済的利益が果たして幾らかということでございますが、こちらにつきましては、6億700万円ということになります。

したがいまして、6億700万円の2%プラス税ということで、1,335万4,000円を計上させていただきまして、ご議決いただきましたら弁護士のほうにお支払いするという流れでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 米価下落対策農業者支援事業でございますけれども、先ほどおっしゃっていただきましたように、令和3年度におきまして、主食用水稲の作付をされている農業者の方で、作付面積から自家消費相当分ということで10アールを控除させていただいた面積に10アール当たり4,000円を掛けた額を給付金として支給をさせていただくものでございます。これにつきましては、先ほどの10アールを引いた場合でございますけれども、町内で約526ヘクタールを見込んでおるところでございます。人数につきましては、大体1,100人程度ということで試算させていただいて2,100万円という形でご提案をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） まず、弁護士委託料について、これは町の税金から裁判をされた方のために支出ということになると思うんですが、これは憲法上も認められているらしくて、それはいいんですけれども、一応、京丹波町の税金からこういうことは支払われたということを確認するために質問させていただきました。この質問については以上でございます。

それと、米価のことですが、申請につきましては細目書からしていただけるのか。個人から申請をするのか。その辺のことをお伺いたします。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 米価下落対策の申請の関係でございますけども、面積につきましては、先ほど申しました水稻の面積から分かるわけでございますけども、それぞれの皆さんから申請いただく予定をしております。といいますのも、やはり振込先の確認等もございますので、申請につきましてはお世話になりたいということで、また申請方法については、現在、調整をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それについてはそれでいいんですけども、補正予算ではなく、令和4年度の一般会計予算として、こういう下落に対しての対策費用を上げられる予定はないですか。町長お願いします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 現在、予算を検討中でございますが、このことについては事態が発生したことを踏まえてこれから対応するというにいたしたいと思っておりますので、当初予算計上は考えておりません。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） ちょっと私も何点かお尋ねをしておきたいと思っております。

1つ目に、歳入の6ページで、総務費補助金ということで地方創生臨時交付金が米価の下落対策に充当となっておりますけども、この地方創生臨時交付金の使途というのは何でも使えるということなのかどうか、お尋ねしておきたいのが1点でございます。

2点目は、教育総務費の補助金として、情報機器整備費補助金ということで417万2,000円、GIGAスクールとの説明がありました。歳出との関係もありますが、何に対して、何割の補助になるのか伺っておきたいと思っております。

それから、小中学校の補助金で特別対策事業費補助金というのがありますが、これも充当先というのは特段決まってないのかどうか伺っておきたいと思っております。

それから、8ページに立木売払収入ということで998万円ありますが、どこの立木を売払いて、売払先はどこなのか伺っておきたいと思っております。

それから、10ページに雑入で、施設管理協力金収入というのが150万円あります。この内容について伺っておきたいと思っております。

歳出の関係です。12ページでございます。

番号制度の交付金というのが159万5,000円支出があるんですけども、これはどういう内容のものなのか。交付金というのは、番号制度の申請があって、それに番号を交付するその費用という意味なのかどうか伺っておきたいと思います。

それから、18ページでございますが、身体障害児の補装具の扶助費というのが40万2,000円あります。対象者の人数と給付率というのは何割かお尋ねしておきます。

それから、保育所施設管理事業の作業委託料というのがありますが、どこの保育所か。また内容について伺っておきたいと思います。

それから、保育所給食事業ということで、給食関連業務委託料というのがあります。減額の理由を伺っておきたいと思います。

それから、会計年度任用職員の人件費、パートタイムで1,152万9,000円、報酬で813万6,000円の減額があるんですけども、それぞれ減額の理由を伺っておきたいと思います。

20ページの衛生費です。時間外勤務手当が200万円ありまして、コロナ対策の時間外手当かと思うんですけども、200万円の手当の増額についての理由と対象者は何人なのか伺っておきたいと思います。

同じく、予防接種業務委託料ということで2,852万3,000円あります。コロナの関係ですが、委託先と委託内容を伺っておきたいと思います。

それから、22ページで、農林業者等新型コロナ対策応援事業ということで1,883万1,000円の減額になっております。これだけの減額をする理由について、当初の計画はどういう見通しで予算計上をしたのか。その見込みと大幅に違った理由を伺っておきたいと思います。

それから、米価下落対策について、先ほどもありましたが、給付金の支払時期はいつぐらいを考えておられるのか。各農家から申請ということになりますので、支払時期は相当遅れるのではないかと思うんですけども、給付金の支払時期というのはどのぐらいのめどを持って考えておられるのか伺っておきます。

あわせて、土地改良施設維持管理事業ということで1,568万6,000円の増額になっております。この事業の実施箇所と委託先、対象施設等について伺っておきたいと思います。

24ページ、小規模事業者コロナ対策給付金ということで713万1,000円の増額をしておられるわけでございますけども、見込み件数について伺っておきたい。それと、既に支給した件数と内容について、分かっておれば伺っておきます。

28ページに会計年度任用職員の人件費の減が322万5,000円、報酬で225万8,000円ありますが、この減の理由について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 地方創生臨時交付金との関係ですけれども、この交付金につきましては、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に充当する目的の交付金でございますので、今回、コロナウイルス禍における米価下落を受けた支援策ということで充当をさせていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） まず、6ページの歳入の部分でございます。

教育総務費補助金の公立学校情報機器整備費補助金の内容でございますけれども、GIGAスクールサポーター配置促進事業という形で、具体的には教職員からの問い合わせに対するヘルプデスクというものを運用しておりまして、その人件費が約834万円、その2分の1で417万2,000円を補助としていただくという形になってございます。

それから、その下段、学校保健特別対策事業費補助金、小学校費、中学校費の部分でございますけれども、これに関しましては、新型コロナの感染予防対策の消耗品なり医薬品代、手指消毒液等への補助金という形で、充当先に関しましては、小学校の管理費、中学校の管理費に充当をさせていただいております。

それから、飛びまして、歳出28ページでございます。

保健体育総務費の中で、会計年度任用職員人件費（パートタイム）で322万5,000円の減に関しましては、地域おこし協力隊員が、令和2年度末をもちまして途中ではありましたが退任となりました。主にホッケーを中心としてスポーツと観光の融合というような形で、カヌーの関係でありますとかそういった事業を展開してくれていたんですけれども、近隣府県の大学のホッケーの監督に急遽就任をしたということでございまして、任期途中ではありましたが退任となりました。その後もホッケー関係を中心に新たな人ということを考えておったところですが、やはりコロナの関係でスポーツ等なかなか普及振興が難しかったということで、この際、減額をさせていただくということをお許しいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 24ページの新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業の小規模事業者コロナ対策給付金の713万1,000円でございます。当初150件を想定して予算を4,500万円で計上させていただいておりますけれども、ご承知のように、コロナがかなり長く影響を及ぼしているという状況から、今回、さらに想定を170件ということで20件の増を見込みまして計上をさせていただいたところでございます。この申請につきましては、12月末までの時点で申請の締切りを1月14日としていることから、今回、増額させていただいたという状況となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） まず、8ページの立木売払いの関係でございます。これの箇所につきましては、西河内の田ノ向の町有林、また質美の熊ヶ谷の町有林それぞれになっております。これにつきましては、当初予算のときから計上させていただいたところでございますけれども、材積が増えたことであったり、また、ご承知のように、市場流通量が現在減っておりまして、そうした立木の単価が上がったということで、今回増額の補正をお願いしているところでございます。

続きまして、22ページでございますけれども、まず、農林業者等新型コロナ対策応援事業の補助金の減額でございます。当初では2つの項目を持っておりまして、感染防止対策補助金ということで、これについては10万円掛ける20件、また、業務改善等応援補助金ということで、100万円掛ける18件を見込んでおったところでございますけれども、先日、委員会でもご説明をさせていただきましたように、最終的に申請が2件であったということで、今回大きく減額をさせていただくものでございます。

続きまして、米価下落対策の関係でございますけれども、支払いの時期につきましては、先ほど伊藤議員のときに申し上げましたように、人数が大体1,100人と見込んでおりますので、大変な量にはなりますけれども、できるだけ早く申請をいただいた方から支払いができるように準備を進めていきたいなということで、現在、担当課では考えておるところでございます。

続きまして、下段のほう、土地改良施設維持管理事業でございます。2つの関係がございますけれども、1つには、ため池の安心・安全マップの関係でございます。これにつきましては、当初予算で3か所を計上させていただいたわけでございますけれども、今回、令和4年度の国の防災事業関係予算の前倒しということで補正予算がつくということで、4か所の増を見込んで予算計上させていただいてるところでございます。蒲生、才原が2か所、それと

塩谷で1か所ということで、合計4か所を現在見込みでさせていただいてるところでございます。

もう1点には、劣化状況調査の分でございますけども、これも先ほど同様に、国の補正予算が前倒しでつくということで、今回、30か所を上げさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 歳入の関係です。10ページの施設管理協力金収入の150万円につきましては、先ほどの議案第69号で議決をいただきましたグリーンハイツ区自治会施設財産の行政移管事業に係ります協力金を150万円計上しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 12ページの番号制度推進事業でございます。J-LIS番号制度交付金159万5,000円でございますが、こちらにつきましては、国の委託機関であります地方公共団体情報システム機構に対しまして、通知カード、個人番号カードの交付等につきまして、委託している経費分が確定したことによりまして、今回150万円余りを補正させていただくものでございます。

それと、18ページでございます。中段より少し下の保育所費の人件費でございます。こちらにつきましては、主なものとしたしましては、当初の見込みよりも人数が減ったこと、また、育児休業者が発生したために減額をしておるものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 同じく18ページのご質問にお答えさせていただきます。

ちょうど中段の保育所施設管理事業の作業委託料でございます。これは令和4年4月にたんばこども園が開園するんですけれども、上豊田保育所からたんばこども園への引っ越しについての業者への作業委託を予定しております。

それから、保育所給食事業の給食関連業務委託料でございますが、これは給食調理員に欠員が生じたときにシルバー人材センター等に派遣いただくように計上している委託料でございます。給食代行調理員として、今年度は会計年度任用職員が見つかって代行しておりますので、不要ということで減額しております。

最後に、会計年度任用職員人件費のパートタイムの関係でございますが、3つの保育所を

合わせた減額の数字になっております。予定しておりました人数の会計年度任用職員の雇用に至らなかったというのが理由でございますけれども、運用としましては、週に3日を希望されていた方に四、五日来ていただくなど、そういったシフトの組み合わせで現在運用しているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 1点答弁漏れがございました。20ページでございます。

保健衛生総務費の人件費、時間外勤務手当200万円でございますが、こちらにつきましては、ワクチン接種事業に対しまして時間外が出たということで、補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 歳出の18ページ上段でございます。

身体障害児補装具給付事業の人数と負担率ということでお尋ねがあったところでございますけれども、人数につきましては、当初予算で7件を見込んでおりました、12月補正時点でも7件を見込んでおります。件数につきましては、ほぼ同数ということですが、内容につきましては座位保持装置というものですとか車載用の座位保持装置、そういった少し高額な補装具の申請が見込まれることから、今回、件数は同じですが、40万2,000円の増額補正をお願いさせていただいてるところでございます。

また、負担率につきましては、原則として1割を利用者が負担ということにはなっておりますけれども、所得に応じて一定の負担上限が設定をされておりますので、負担額がなく活用いただいている方もある状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 永海健康推進課長。

○健康推進課長（永海貴子君） 20ページの新型コロナ予防接種の業務委託料の内容でございますが、主には大きく4つございます。

まず、1点が接種券と予診票の作成発送業務。2点目がコールセンターの設置運營業務。3点目が集団接種会場の設置運營業務。4点目が個別接種の業務委託料ということで、大きく4つ上げさせていただいております。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 先ほどお答えをさせていただきましたため池安心・安全マッ

プの箇所について、最後に塩谷と説明をさせていただいたわけですが、所在については塩谷と長瀬のちょうど間にありまして、管理をいただいているのは長瀬の組合でございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 引き続き質疑を受けます。

東君。

○5番（東まさ子君） 8ページ、京都府の林業費補助金ですが、867万4,000円減額になっております。いろいろ対象の場所については報告いただいて、木材の高騰ということも答弁があったんですけど、補助金が減額しているという理由についてお聞きをいたします。

それから、12ページ、番号制度推進事業の159万5,000円、カードの委託数が確定したという答弁でありましたが、委員会でお聞きしましたところ、このカードの発行は11月30日現在、28.1%ということでありました。このマイナンバーカードの活用ですが、今年10月から健康保険証として運用開始になったということですのでよいのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

それから、多くの住民は、個人情報への漏えいに対する不安がまだ払しょくされていないと思うんですけども、マイナンバーカードの普及促進を急ぐという状況が見えるわけでありまして、もっと住民の意向とか意思を尊重する必要があるのではないかと思いますけれども、その点についてはどうなのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、農業関係の補助金について、22ページであります。

農林業者等支援給付金で1,170万円ということでありまして、これはこれまでもありまして、前年同月と比較して10%以上売上げが減少した農家が対象ということになっております。1月14日が申請の期限となっておりますけれども、この制度の周知徹底はどういう方法ですか。個人あてに郵送するのか。広報みたいな感じで周知の徹底をするのか。また、申請期限が1月14日ということで、農家がちゃんと申請できるのかちょっと疑問に思いますけれども、この申請期限についてお聞きしておきます。申請期限については、米価下落の2,100万円もそうありますし、とりあえず周知徹底と申請期限についてももう1回確認をしておきたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） まず、8ページの林業費補助金の関係でございます。森林整

備事業補助金ということで、今回、867万4,000円の減額をお願いしているわけでございます。これにつきまして主なものといたしましては、先ほど西河内田ノ向、質美熊ヶ谷の立木等の話はさせていただきましても、そのそれぞれ作業道の開設を予定していたところでございますけれども、それにつきまして一部架線集材での対応ということで、作業道を付けずに仮設のロープウエーみたいなものを付けまして、その集材装置のワイヤーロープを使って運び出すという方法に切り替えるというあたりもございまして、今回、24ページの歳出の部分でも減額をお願いさせてもらってる分でございます。ただ、これの数字が一致しない分につきましては、歳出におきまして、中には減ってる分、また増えてる分もございますので、そうしたあたりで数字の一致はしませんけれども、作業道の関係が主なもので、今回補助金については減額をお願いしております。

続きまして、22ページの農林業者等支援事業給付金の関係でございます。

これにつきましては、既に5月21日からスタートをさせていただいてるところでございますけれども、広報のお知らせ版の7月号、また、あんしんアプリなりホームページで掲載させていただいてますのと、まだ手元には届いてないかもしれませんけれども、今月号のお知らせ版でも再度掲載をさせていただいております。また、先日、12月10日にもあんしんアプリのほうを再度配信させていただいたところでございます。おっしゃいましたように、期限につきましては、1月14日ということで設けさせていただいております。今後の状況を見ながら延長も含めて検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 予算書12ページのJ-LIS番号制度交付金に関してのご質問でしたけれども、マイナンバーカードの交付率でございますが、直近で12月12日現在の率が出ております。京丹波町は28.6%となっております。

それから、健康保険証利用につきましては、利用申込みが必要ですが、10月20日から利用できるようになっておりまして、健康保険証として利用できるだけでなく本人が同意をすれば、特定健康診査の情報、薬剤情報が医師と共有できたり、本人もマイナポータルというアプリを使って特定健診情報ですとか薬剤の情報が閲覧できるようになっております。

それから、個人情報体制の関係でございますが、もちろん窓口に来られて申請等されるときにはほかの方からのぞき見されないような仕組みづくりはしておりますし、本庁の場合、特に旧庁舎からこちらに移りまして、さらにそのあたりの漏えいに対しましては対策を強化しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 22ページの農林水産業費、農業振興費、給付金に関わってです。

伊藤議員の質問にもありまして、その続き部分なんですけど、他の自治体の状況、南丹市と同じ歩調を合わせたような給付金になってるかと思うんですけど、それ以外で他の自治体の状況を把握しているかどうかといった点。

さらには、先ほども当初予算では計上しないとあったことがありましたが、場合によってはまた補正予算で緊急に対応することもあり得るといった話でありました。ここに郡山市の事例があるんですけど、郡山市においては、令和3年度以降、米価の下落が続くだろうといったような予測の基、複数年の契約をするといった場合の助成も行っているようです。そういったことも含めて今後考えていただきたいなという点で答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） まず、米価下落の他の市町村の関係でございますけども、先ほどおっしゃっていただきましたように、隣の南丹市も新聞にも出てましたように同じ金額ということでございます。あと、青森県の町であったり、埼玉県の市とかを見させていただいておりますけども、例えば5,000円であったり、3,500円であったり、そういったまちまちな状況でございます。

それと、先ほどの補正予算の関係でございますけども、町長の答弁にもございましたように、状況を見ながらということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

山田君。

○6番（山田均君） それぞれ答弁をいただいたわけでありまして、併せて伺っておきたいと思います。

1点目につきましては、18ページの会計年度任用職員の人件費の関係で1,152万9,000円の減のことにしてお尋ねして、3つの保育所とのことでございました。当初の見込みで当然予算計上したと思うんですけども、これだけの減額をすることで職員への負担はないのかどうか、どういう形で仕事のカバーというのはできておるのかどうか1点伺っておきたいと思います。

それから、22ページの農林関係の減額の関係で、先ほど当初の見込みとしては10万円

が20件と100万円が18件というように見込んでおったけども、結果として申請は2件だったということでした。当然、予算計上をするときに一定の件数と同時に見込みにおいて計上したと思うんですけども、実際にほとんどこの事業に申請がなかったということになりまして、当初の見込みと大幅に違ったというのはどういう理由なのか1点伺っておきたいということです。

あわせて、今もありましたけども、農林業者等支援事業ということで、今回1,170万円追加をしてそちら側に予算をまわすというか、増額をしておるわけでございますけども、結果としては、内容の精査というものが不十分だったのではないかと思います。やはり農家の実態をしっかりとつかんでそういう制度を作るとのことだと思っておりますけども、その点についての見解を伺っておきます。

それから、米価下落の関係で、4,000円にした算出根拠というのは、どこを基準にして4,000円にしたのか。10アール当たり15袋ということで計算しますと、1袋当たりになりますと、補填する金額が266円なんですね。その金額の設定の根拠はどのようなところから算出されたのか伺っておきたい。

それから、給付金についてできるだけ早くということございましたけども、農家が申請してそれに基づいて支払うということになりますと、一定の期間がかかると思っております。担当課としては、当然、3月末までには支払うということだと思っておりますけども、いつの時点を見込んで取り組んで進めていこうとされておるのか伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 質疑の途中ではございますが、かなり長時間経過しましたので、コロナ対応のために、これにて暫時休憩に入ります。再開は11時5分とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） まず、22ページの農林業者等新型コロナ対策応援事業の関係でございます。申請がなかったということの理由等について、この件に関しましては、約20名の方からご相談等をいただいておりますけども、中には10%以上の減少の条件を満たさなかったり、また、既に事前にありました国なり京都府の補助金等の活用をされておまして、そうした収入があったりというようなことで対象にならなかったということがございます。

続きまして、その上の農林業者等支援事業の考え方につきましては、先ほどから米価下落の関係の話も出ていますけれども、この申請期間がまだ1月までであるということで、今年の対象にしております12月までの分がこうした米価下落の影響を受けても出てくる可能性があるということで、今回増額の補正をお願いしているところでございます。

また、米価下落との関係でございますけれども、農林業者等支援給付金を受けられる方につきましては、米価下落の給付金は対象外とさせていただくこととしておるところでございます。したがって、こうした下落が大きい場合、また、先ほどの農業者支援給付金につきましては、確定申告をされてることも条件に入れさせていただいておりますので、そうした対象の方につきましては、こちらの農業者支援給付金等のご活用をいただいたらというふうにご考えておるところでございます。

続きまして、米価下落の給付金の支払いはいつ時点かということでございますけれども、年明けから申請の受付をさせていただきたいと考えておりました、今の予定で3月中頃の申請期限ということを考えております。そうした状況を見ながらでございますけれども、全部が出てから一度にというのではなしに、毎日ということにはなりませんけれども、一定期間区切りながら支払いができたなら担当課では考えておるところでございます。いつ時点というお約束まではできませんけれども、できるだけ早くということで考えておるところでございます。

米価下落の4,000円の根拠でございます。これにつきましては、先日、委員会でもご説明をさせていただいたように、近隣市であったり、また既に取り組をされております全国の先進事例等を参考にしながら設定をさせていただいてるところでございますけれども、その中で1つの考え方といたしまして、次期作への支援ということもあることから、国の平均生産費のうち種苗費であったり肥料費に係ります経費のおおむね3分の1程度ということを出した場合に、10アール当たり約4,200円となりますことから、こうした金額も参考にさせていただきながら4,000円と設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 18ページのパートタイムが減じたことによりましての職員の負担等についてのご質問でございましたが、当初予算につきましては、正職員をはじめあらゆる職員の休み等も考えながら想定して予算を組んでいるところでして、負担という部分では、やはりパートタイムがいなければ正職員とかほかの職員が頑張ってくださいということにはなっていると思います。そのほかにも主任とか、補佐とか、あるいは所長まで保育に

たまには加わって運用しているということが実態でございますけれども、保育所内、また保育所間でもしっかりカバーし合いながら運用してもらっているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 学校関係でお願いします。26ページです。小学校一般管理事業、修繕料については、下山小学校の火災報知機を修理するという事をお聞きいたしました。

それと、28ページ、中央公民館管理運営事業の修繕料も電気関係の修繕でありました。和知公民館管理運営事業の修繕料も自家発電機と、3か所の修繕ですが、急を要する修繕ということで、火災の関係もありますので、いつ頃の修繕ができるのか。分かってましたら、この3か所についてよろしくをお願いします。

小学校も大分傷んできていろんなことが申請されてると思うんですが、そうした修繕料の計画なども今後考えていただく考えはないのか、その点伺います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） それぞれ緊急であるという判断で予算をお願いしてございますので、できる限り早くということであります。基本的には、消防なり電気に関しましても点検を委託しておる業者に修繕をお願いしたいというふうには担当課として考えております。いつということはまだ未定ですけども、速やかに対応をさせていただきたいと思っております。

今、森田議員ご指摘のとおり、学校施設関係を中心にかなり老朽化等も進んでおりまして、計画的に修繕等をしなければならないという認識も持っております。また、学校からも予算計上の際に優先順位をつけていただいて予算計上いただいておりますので、極力、学校の現場の意見をお聞きしながら順序づけて計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 歳出の12ページ、弁護士委託料1,335万4,000円であります。これは、先ほども質問がありましたように、丹波マークスへの6億700万円の公金投入についての裁判の関係であります。このことにつきましては、住民が、町が出資しているとはいえ、一民間企業への6億700万円の税金投入はおかしい、違法であると訴えて、その返還を求めた裁判でありました。残念ながら訴訟は結審したわけで、残念な結果となりましたけれども、今後、税金とか補助金の使い方、また、町政の透明化に町は力を尽くさなけ

ればいけないと思います。今後の町政の在り方について町長の見解をお聞きしておきたいと思います。

それから、24ページの町道の関係で、物件等補償費ということで、町からの説明では、蒲生野の公園遊具の移転とお聞きしました。国道27号から町役場へ入ってくる、あるいはまた国道9号のほうから蒲生野の区民会館へ向かって入ってくる車が区民会館の前で交差するわけでありまして。そのときに大変見通しが悪く危険なので、その改良というのはどういうふうになっているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 大切な税金でございますから、客観的な見地から執行をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 蒲生野中央線の関係ですが、国道27号側につきましては、順次用地の交渉等をさせていただいております。まだ用地買収には至っていない状況で、現在、仮設的な道路整備ということで一部待避所等を設けさせていただいております。令和3年度から令和4年度にかけて用地の協議もさせていただきますし、また公安委員会等の協議もさせていただく中で、できるだけ早く交差点の付近の改良もさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田均君） ただいま提案になっております議案第70号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）に賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、6,740万円を追加するものです。

補正の主なものは、1つには、新型コロナ予防接種事業として、3回目のワクチン接種体

制の確立を図る費用。新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う農林業者等に対する支援金の増額。また、商工業者への新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業の支援給付金の増額など、コロナ対策の関連費用が今回補正額の約6割を占めております。

また、コロナ禍の影響で消費が伸びないために令和3年度産の米価は農協買取価格がコシヒカリで30キログラム5,030円、前年度から1,450円の大幅下落で深刻な事態になっており、その支援が求められておりましたが、10アール当たり4,000円の米価下落対策農業者支援事業として予算計上されております。30キログラム1袋で266円で下落額の18.3%、農家にとっては不十分ですが、次年度に向けて米作りに少しでも意欲を持って取り組んでいただくための激励支援として評価するものであります。

しかし、農水省は、米の生産費を60キログラム当たり1万5,155円、機械代、肥料代、農薬代などの物財費だけでも9,180円と発表しております。30キログラム1袋5,030円では栽培意欲は湧きません。国民の主食である米作りが再生産できる価格を保証することが国の責任であります。農業を基幹産業と位置づけている本町では、30キログラム1袋500円以上の支援が必要と考えます。交付金の活用など財源確保をして引き続いての支援を求めるものであります。

また、グリーンハイツ区の道路等の行政移管への取組については長年の要望であり、一日も早い移管が行えるように取組の強化を求めるものです。

さらに、町内にある他の開発団地についても、道路問題は重要な問題になっております。継続的な取組を求めるものであります。

今回の補正予算で指摘しておきたい点は、1つに、一般管理費として弁護士委託料1,335万4,000円が計上されております。丹波マーケスを運営する丹波地域開発株式会社の負債6億700万円の支出は違法として、住民86名が訴えた住民訴訟が最高裁で結審したことから、弁護士費用が増額されたものですが、前太田町長が選挙での公約と選挙で示された住民の意思に基づいて原告団との協議、和解を行えば、多額の弁護士費用を支払う必要もなかったものであります。そして、元寺尾町長に公金返還を求めれば、町民の財産が元に戻され、住民福祉の向上に活用できたと考えます。町民は4年前の選挙できっぱりと審判をしましたが、裁判では住民代表の機関である議会議決が優先され、判決が出されました。住民の判断とは大きな乖離があります。裁判では、事業内容に公益性があり、町長の裁量権を認めましたが、総務省の第三セクター等の抜本的改革等に関する指針では、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の責任もあることを指摘しております。住民の代表機関である議会が住民の立場でしっかりチェックする責任があること、

議会の責任が非常に大きいことを改めて指摘するものであります。また、当初に代理人として弁護士に委任するときに、弁護士費用についても全国の事例をしっかりと調査して毅然と交渉すれば、費用負担を減額できたことも明らかであります。この点も指摘するものであります。

もう1点は、総務省の番号制度推進事業として159万5,000円増額されております。本町での交付率は11月30日時点で28.12%。国はあの手この手で推進のために異常とも思えるメリットを次々と打ち出しております。住民には知りたい情報は個人情報として規制を次々としながら、マイナンバー制度は推進の一辺倒です。番号制度は、導入以来、個人情報の保護が不十分で個人情報漏れの危険があり、情報漏れも起きております。全国的にもマイナンバー制度の登録は進んでいません。日本共産党は、国民一人ひとりに個人番号を付けて預金、財産から個人の情報を一括管理できるような制度の導入に一貫して反対してきました。マイナンバー制度導入には、個人情報の保護の立場から個人情報漏えいなどの問題点を指摘してきましたが、既に実施している国では、個人情報漏れなど多くの問題点が出て廃止をした国もあります。番号制度は廃止すべき制度であることを指摘し、補正予算（第7号）の賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第71号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第71号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 6ページでお尋ねをしておきます。

特別交付金が特定健康診査等負担金ということで235万円の減額になっておりますが、この理由としてはどういうことなのか。コロナで受診が減ったということも聞いたんですけども、具体的には当初の見込みと人数的にはどれぐらいの減になっているのか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 先ほどのご質問ですけれども、特定健診等負担金の特別交付金を申請する場合、令和2年度分を申請する場合には、その前年度、令和元年度分の実績で申請します。それが1,588人でした。令和2年度では実績が1,001人。これにつきましては、新型コロナウイルスの影響で集団健診の実施時期の変更ですとか、受診控えが図られたこととか、そういった影響によって減ったんですけども、減少数としましては587人で、申請よりも少ない状況になりますので、負担金は減るということになりますが、その減った分につきましては、翌年度で精算するということになります。今年度分で相殺した結果、235万円の返金が生じたということで予算を計上させていただいてるものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

議案第71号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第72号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第15、議案第72号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出の8ページでございます。

保健事業費の健康診査等事業ということで、人間ドックの助成金33万1,000円が増額になっております。当初見込みから増額になった理由といたしますか、今こういうコロナの状況の中でございますけども、対象者が増えたということなのかどうか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 人間ドックの助成金の増額をお願いしているんですけども、当初66人で計上をさせていただいております。それを73人と増やして見込んでおります。12月21日現在では69人の受診の申込みがあったということで、少し増加傾向にありますので、増額をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

議案第72号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第73号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第16、議案第73号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出の8ページで伺っておきます。

保険給付費の中で、居宅介護サービス給付の負担金なり、施設介護サービス給付費負担金、そしてサービス計画給付費負担金ということで、それぞれ増額になっておるわけでございます。当然その利用者が増えたということだと思んですけども、具体的に理由と人数が分かっておれば、どれだけの利用が増えたということなのか伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、10ページで、高額介護サービスの関係でこれも増額になっております。高額介護サービス費負担金で324万9,000円、そして、特定入所者介護サービスの負担金で610万3,000円増額になっておるわけでございますけども、それぞれ対象者が増えたということかもしれませんが、理由と増えた人数が分かっておれば伺っておきたいと思えます。

あわせて、老健の関係で伺っておきたいと思えます。

歳入の6ページ、現年度分の短期入所療養介護費収入が減額203万8,000円、そして、施設介護サービス費収入が802万1,000円増額になっておりまして、短期が減って長期が増えたということになるんですけども、長期というのは何か月以上の人を長期とするのか。そして対象者というのは何人でこの増額になるということなのかどうか伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君）　まず、事業勘定分につきまして、私のほうからご回答をさせていただきます。

8 ページの居宅介護サービス、施設介護サービス、居宅介護サービス計画給付、それぞれ増額要因等につきましてご説明をさせていただきます。

まず、居宅介護サービス給付費につきましては、主なサービスの増としまして、短期入所生活介護、いわゆるショートステイと言われるものでございますけれども、件数を計画では103人と見込んでおりました、この補正時点では平均で月に98人の利用ということで、件数的にはほぼ伸びていなかったんですけれども、1件当たりの給付費が83万7,000円余り伸びておまして、そういった要因で増額補正をお願いさせていただくものでございます。

また、次の施設介護サービス給付費につきましては、主な要因としましては、介護老人保健施設、いわゆる老健と言われる施設でございますけれども、当初では月に52件の利用を見込んでおりましたのが、実績で見ますと月平均71件、大体月に19件の増を見込んでおりました、金額にしまして月に506万円余りの増を見込んでおります。その分をこの補正予算で計上させていただいてるものでございます。

また、居宅介護サービス計画給付費と申しますのは、いわゆるケアマネジャーと言われる方がケアプランというものを作成いただいて、その分の見合った金額のお支払いということでございますけれども、当初、月に512件を見込んでおりましたのが平均をしますと525件ということで、一月当たり13件の増を見込んでおります。大体金額にしまして15万5,000円余りの増ということで、今回補正をお願いさせていただいております。

それから、ページおめくりいただきまして、10ページでございます。

上段の高額介護サービス費負担金の増につきましては、今年の4月から8月までの実績で見ると、大体月平均362件お支払いをさせていただいております。今後の状況につきまして、月にしましては365件ということで大きな件数の伸びは見込んでいないんですけれども、実績から見まして324万9,000円程度の増が見込まれるということで補正をお願いするものでございます。

また、特定入所者介護サービス事業につきましては、大きな件数の伸びはございませんけれども、月平均の金額で算定をさせていただいております、金額につきましては、計画のときには790万円余りの支払いを見込んでおりましたが、今年度前半の実績につきましては、960万円余りということで月額給付が伸びておるといったあたりから、今回、610万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 6ページの老人保健施設サービス勘定に対するサービス収入の質問でございました。短期、長期の違いはという話でございましたけれども、長期の規定というのは特にございません。短期以外については全て長期という形で理解しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、老健の関係で短期と長期の説明を受けたんですけども、短期というのは1か月以内とか3か月以内とか一定の基準があるのかどうか、改めて伺っておきます。

それから、歳出の8ページで、老健の運営事業費ということで96万円増額になっております。入所者が増えたということでございましたけれども、具体的には何人増えて、消耗品と医薬材料費とはどういうものなのか伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） まず、ショートステイ、短期のほうでございますけれども、約1週間から2週間以内ということで、それ以外について長期ということです。長期につきましては在宅復帰が目的ということで、基本3か月程度を長期というふうに考えております。

それと、長期のベッドの稼働について、何人という数字は今現在出していないんですけども、ベッド稼働率につきましては87.8%という形で上がっております。当初の見込みよりも上がっているというような状況でございまして、今回、長期のほうを増額補正させていただきまして、短期のほうを減らしているということでございます。

消耗品と医療費につきましては、長期の分が増えたことによりまして増額という形になっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○5番（東まさ子君） 事業勘定の10ページであります。

特定入所者介護サービス事業ということで今報告をいただきました。月平均の件数は伸びていないが、790万円から960万円に月平均の費用が伸びているということでありますが、もう一つ説明の中身が分かりにくいのでお聞きしておきたい。

それから、特定入所者介護サービス事業でありますけれども、今年の8月から助成制度の中身が変わりまして、大きく利用者の負担が増えたということになっております。利用者負

担が増えたことによる影響というのではないのかどうか。ショートステイでしたら利用件数が減ったとか、施設入所から出ていかれたとか、そういう影響というのではないのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 先ほどの特定入所者介護サービス費の説明で分かりにくかったということで大変申し訳ございませんでした。

この分につきましては、当初から件数であまり算定をしておりませんでして、前年度の実績に応じて月平均の金額等で予算を見込ませていただいている関係がございます。あくまでも予算ベースで算定をさせていただきましたところ、当初予算の平均値では月790万円余りということで見込んでおったんですけれども、12月補正の算定につきましては、令和3年3月から7月分の介護報酬の実績で平均を見させていただいておりますと960万円余りでしたので、今、東議員からもございました8月以降の制度改正の影響も鑑みまして、今回、不足すると見込まれる金額を上げさせていただいてるところでございます。

それから、2つ目の8月の制度改正による影響でございますけれども、窓口でご相談がありましたのはお一人、お二人だったということで確認をしております。また、施設のほうでも丁寧にそういった制度改正については説明をしていただいているということで、確かにご負担は増えておると思うんですけれども、大きな混乱はなかったのではないかと考えております。

それから、影響の人数の変動ですけれども、あくまでも直近の令和3年6月末と令和3年8月末の比較、これは月報というものの数値でございますが、令和3年6月末、制度改正前ですと月に324人の方の負担限度額の認定をさせていただいておりますのが、令和3年8月末で282人ということで40名程度は対象になっておられない。これは全ての方が申請の更新をされていたかどうかというところは不明でございますけれども、一定そういった制度から外れられた影響もあったのではないかと思います。直近の状況は以上のようなことでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

議案第73号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第74号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 日程第17、議案第74号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計
補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番(山田 均君) 歳出の8ページで1点伺っておきます。

浄化槽市町村整備推進施設管理事業ということで、修繕料でブローアの費用が200万4,000円あるんですけども、ブローアの修繕をする場合、これは定期的に行っているのか。使用者である町民の方からおかしいということで修繕をするということなのか。修繕が必要というのはどこが判断してどういう申請の仕方なのか伺っておきたいと思います。

○議長(梅原好範君) 中川上下水道課長。

○上下水道課長(中川 豊君) ブローアの修繕でございますが、二通りございまして、まず維持管理している業者から機能がおかしいという情報を基に修繕するパターンが1つ。そして、ご自宅の方で音がおかしいとか止まっているような気がするという情報提供いただいたということで、二通りの修繕の入り方があるところでございます。

以上です。

○議長(梅原好範君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

議案第74号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第75号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第18、議案第75号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

畠中君。

○7番(畠中清司君) 8ページで、この中で通勤手当と時間外勤務手当だけが減になってないんですけども、何か理由があるのか。

○議長(梅原好範君) 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長(栗林英治君) まず、会計年度任用職員の人件費を今回減額しておるんですけども、年度当初1名を増員する予定で考えて予算計上をさせていただいておりましたけれども、そのときにつきましては時間外手当等については含めずに計上をしておりました。今現在、パートタイム、フルタイムの人を入れてまして20名でございますけれども、その人員で対応はできるということで、今回、1名増やす予定でありました会計年度任用職員については募集をしないということから減額をさせていただくものでございます。

時間外手当につきましては、不足する分につきまして増額をさせていただく。また、通勤手当等については、変更があった方について増額をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回の関連なんですけど、本来、雇おうとしていた会計年度任用職員を雇わなかったために、今いる人員、フルタイム、パートタイムの20人の方が時間外勤務をするということになって手当が増えたという認識でよろしいですか。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今いる人員で時間外手当が増えるということではなく、運行の中で臨時便の増発でありましたり、突発的な部分で通常の運行以外の部分で出てくる分について時間外手当が増額するというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 通勤手当が増額というのはちょっと理解できないんですが、人員が変わったなら場所が変わって通勤手当が変わるんですが、変わらなければ一定ではないんですか。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 本町の町営バスにつきましては、現在、3つの事業所で運営をしておるところでございます。その中で事業所間の人事異動を行いました関係上、場所が変わったことから、今回、増額させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

議案第75号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時55分

《日程第19、議案第76号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 会議を再開いたします。

日程第19、議案第76号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 8ページ、流木の除去作業委託に関わってですが、豊かな森を育てる府民税の交付金でやるといった説明を受けました。今回、令和3年度の事業として計上されるわけですが、まず、豊かな森を育てる府民税の令和3年度の京丹波町における交付金の事業実績について答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） ただいまご質問がありました件でございますけども、今年度町内で3つの団体が予定なり準備をされております。財産区関係につきましては、今出ております質美財産区、あと丹波と和知地区のそれぞれ山林の協同組合であったり、また財産管理組合ということで、3か所が今回上がっておるということです。これ自体が京都府の事業になりますので、京都府にも確認しておりましたら、これ以外にもそうした要望等が出ておるようでございますけども、まず、保安林等でなければならぬという条件等もございますので、そうしたあたりから中には該当にならないところもあるようにはお伺いしておりますけども、今年度については3か所ということで聞いております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

(音声なし)

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 先ほど3か所というご説明をさせていただきまして、年間1団体当たり上限が100万円となっておりますので、その範囲内ということで3つを足しまして286万円とお伺いしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） ……森林の多様な重要性の啓発、そういったところに今回町の……。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 全体に関しましては申し訳ございません。現在、資料を持ち合わせておりません。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、令和3年度の全額が把握できなかったんですが、例えば平成28年度であれば1,673万4,000円、平成29年度も大体同じ額、平成30年度も大体同じ額ときてるんですが、令和に入ってから令和元年度と令和2年度は林道の改修以外の全て合わせた事業実績が大体600万円台となっております。そういった点から、豊かな森を育てる府民税を活用する事業というのが京丹波町でだんだんなくなってきたのか。それともアピール不足とかそういった点があるのかどうか。もっとこれを使ってできることがあるのにできていないといった点があるのではないかとといったところで答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 今回、ご承知のように森林環境譲与税の関係も来ておりますので、町といたしましては、こうした譲与税をできるだけ活用して事業の実施を進めさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田均君） 今回、流木除去作業委託料として95万円ということになっておりますが、実際の現場の状況を見て、この金額で十分予定どおり除去ができるのか。上限が100万円ということでございましたので、その範囲内で事業ということになっておりますが、この95万円で流木除去作業は十分できるということなのかどうか。継続してしなければな

らないということなのかどうか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 上林瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上林太志君） 今回95万円ということで、京丹波森林組合に現場を確認していただきまして、土砂の除去に係る費用の見積もりをしていただきました。今回、事業を実施する作業全ての見積もりということで、この額で全てできるというふうに考えております。以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

議案第76号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第77号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第20、議案第77号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） 12ページでお尋ねをします。収益的支出の中に委託料というのがございまして、水質検査委託料260万円の減になっておりまして、減の理由が入札により確定したということで減額だったと思うんですが、この場合、入札というのは何社で行ってお

るのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中川上下水道課長。

○上下水道課長（中川 豊君） ただいまのご質問でございますが、入札の結果報告書を現在持ち合わせておりませんので回答ができません。大変申し訳ございません。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） なかったらやむを得ないんですが、数社でやってるということには間違いないと思うんですけども、1社とか2社ということぐらいまで分かるのか。何社ぐらいか、大体のことは分からないのか。全然分からないということなのか。入札ですので1社ではないと思うんですけども、町内とか府下の業者かどうかということも含めて、割合下水道の関係は衛管が中心になってやっていた経過もあるのでお尋ねしたんです。水道の関係も汚泥を引き抜かんなんと思うんですけども、水質検査ですので、何社ぐらいあるのか分かりませんが、後からきちんと答弁を求めておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中川上下水道課長。

○上下水道課長（中川 豊君） 後ほど事務所に帰りましてデータがございますので、改めて皆様にご報告させていただこうと思います。申し訳ございません。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

議案第77号 令和3年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 2 1、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第 2 1、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務産建常任委員会、教育福祉常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和 3 年第 4 回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長時間にわたり、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 0 時 0 8 分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 居谷知範

〃 署名議員 谷口勝巳